

II-3 参加都市発表

福岡市(日本国)

「福岡市の高齢化対策について」

永嶋 詠子

保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課主査

日本は高齢化が最も進んだ国だが、今後も高齢化が進み、2050年には高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)が35%以上になると見込まれている。高齢化の進展に伴い、日本ではこれまで様々な施策が講じられており、これらの施策は、成功例も失敗例も含め、これから高齢化が爆発的に進むアジア諸国の皆様に参考となるのではないかと考えている。

日本全体では2005年から人口減少が始まっているが、福岡市は現在も人口増加が続き、今後も周辺の人口を呼び寄せ、2035年まで増加が続くと予測されている。高齢化率も2014年1月現在で19.0%となっており、日本全体と比較すると低く、福岡市は人が集まる、若くて活力のある都市だと言える。

しかし、2010年の福岡市の人口は146万4千人、高齢者は25万4千人であるのに対し、2040年の人口は160万1千人、高齢者は49万7千人と推計されており、30年間で人口が約14万人増えるが、高齢者は約24万人増え、そのうち75歳以上の比率がかなり高くなる。その一方で、高齢者を支える15歳から64歳の生産年齢人口は、2015年をピークに減少を始める。高齢化への対応は、福岡市にとっても大きな課題であり、これからの取り組みを3点説明したい。

まずは、高齢者が高齢者を支える仕組みの構築である。日本人の平均寿命は、男性が80歳、女性が86歳であるが、その8割が元気である。高齢者の増加は、病人や要介護者が増えることばかりではなく、

それ以上に、元気な高齢者が増えることを意味する。このような元気高齢者が働ける場や社会参加できる場をたくさんつくっていく必要がある。

2点目は地域包括ケアシステムの構築である。元気な高齢者もやがて体が衰え、亡くなることは自然の流れである。現在の日本では、8割の方が自宅ではなく病院で亡くなっているが、将来、高齢者の増加に伴って、施設や病院が不足するほか、医療費や介護費用が膨大になり、このままでは社会保障制度が破たんする。一方、高齢者本人は自宅で最期まで暮らしたいと願っている。そこで、介護や医療が必要になっても、できるだけ地域で暮らせる仕組みを作る必要がある。その仕組みを「地域包括ケアシステム」と呼び、全国で取り組みが始まっている。福岡市でも3年前から、医師や看護師、介護事業者など様々な関係者と検討を行い、モデル事業を行っている。また、2040年までに市が取り組むべき高齢者施策のロードマップを示す「高齢者の保健と福祉に関する総合ビジョン」を作成中である。

3点目は、高齢社会に関する国際交流である。海外からの視察を受け入れているほか、アジア太平洋アクティブエイジング会議(ACAP)という、日本・韓国・中国・インドネシア・シンガポールなどの研究者・介護福祉事業者・企業・民間団体・行政・市民等が情報交換や調査研究を進める国際シンポジウムの開催に協力している。都市サミットの会員都市とも、高齢化分野での交流を深められれば幸いである。

北九州市(日本国)

「北九州市の高齢社会対策 ～健やか、安心、支え合い～」

高宮 祐二

総務企画局国際部国際政策課
海外プロモーション係長

北九州市では高齢化が急速に進んでおり、2014年3月末の高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)は27.2%である。平均寿命は、男性78.9歳、女性86.2歳だが、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる「健康寿命」は、男性68.46歳、女性72.20歳である。生活習慣病の予防や、身体機能の維持向上を図ることで健康寿命を延ばしていくことが重要な課題だ。

本日はまず、身近な地域での健康づくりの取り組みを紹介する。「地域でGO!GO!健康づくり」は、コミュニティ施設を拠点に住民が主体となって健康づくりを行うものだ。また、先進的活動に取り組む企業や団体を表彰する「健康づくり活動表彰」や、健康診査と健康づくり行事に参加した40歳以上の市民を対象とする「健康マイレージ事業」も行っている。このほか、ロコモティブ症候群(骨や関節、筋肉の衰え)を防ぐため、市が開発したオリジナルの体操や太極拳の普及・啓発、公園に設置した健康遊具を利用する「公園で健康づくり事業」にも取り組んでいる。

2点目は、支援の必要な人を支える取り組みについて。高齢者の総合相談窓口である市内24か所の「地域包括支援センター」では、窓口対応とあわせて、相談者の自宅や現場に出向く「出前主義」での支援を行っている。また、「いのちをつなぐネットワーク事業」では、「見つける」「つなげる」「見守る」という視点から、住民や地域団体、民間企業と協力して、支援を必要とする方を必要なサービスに結びつけている。このほか、認知症は重要な問

題であり、予防から早期発見・早期対応、安全確保まで、様々な取り組みを進めている。さらに、市は昨年、高齢化や都市化の進行に伴って広がりつつある「買物弱者」の問題に対応するため、高齢者の人口分布や商業施設の分布状況をもとに、高齢者の徒歩での買物の困難度を示す「買い物環境マップ」を作成し、各区のモデル地区で買物支援の活動計画づくりを進めた。これらの地区では現在、住民が事業者と協力し、朝市や買物バスの運行など、支援活動を次々と立ち上げている。

3点目は、健康・生活支援ビジネスの推進だ。高齢化には新たなニーズや潜在需要が内在しているため、ビジネスの視点から新しい民間サービスの事業化を支援したいと考えている。具体的には、「健康・生活産業振興協議会」を立ち上げ、企業や大学、医療・福祉機関、行政などが連携して、新たなサービスや製品の開発に取り組んでいる。また、「北九州医歯工連携研究会」では、市内のものづくり企業の医療・保健介護分野への参入・集積を目指し、医療現場等のニーズ、大学のシーズ、企業が有する技術のマッチングに取り組んでいる。介護など保健福祉サービスは、雇用創出につながるため、雇用戦略の柱でもある。

本市の高齢社会対策は、日本経済新聞社の昨年の調査で全国5位、政令指定都市の中で最高位と、高い評価を受けた。特に介護予防や高齢者の見守りの仕組み、医療との連携体制、在宅介護などが評価された。今後も高齢社会モデル都市への挑戦を続けていきたい。

II-3 参加都市発表

鹿児島市(日本国)

「高齢者の生きがいづくりに関する取組みについて」

永野 善造

健康福祉局すこやか長寿部
長寿支援課主幹

鹿児島市の人口は約60万5千人で、ここ数年ほぼ横ばいだが、高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)は、2010年の21.2%から、2014年には23.1%へと上昇している。少子化による若年人口の減少と平均寿命の伸びが高齢化の大きな要因であると言われている。

市は現在、第5期「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」(2012年から3か年の計画)に基づいて各種施策を実施している。この計画は、(1)「高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実」、(2)「高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実」、(3)「介護保険制度の円滑な運営と地域包括ケアの推進」を基本的な目標として掲げている。本日は、上記(1)の中の主な事業について紹介する。

まず、「敬老バス交付事業」について。敬老バスは、市内を走る市営バス、市電、民間バス、市街地と桜島を結ぶフェリーが正規運賃の3分の1の料金で利用できるICカードで、70歳以上の市民は誰でも申し込める。また、敬老バスを提示すると、美術館や動物園、プール等の市営施設で利用料金が免除される。

この敬老バスには、「すこやか入浴券」の機能も付いている。市内には多くの公衆浴場があり、ほとんどが温泉であることから、公衆浴場(温泉)を活用して高齢者に健康で生きがいに満ちた生活を楽しんでもらえるよう、年間30回まで、通常料金の3分の1(100円)で公衆浴場を利用できるようにしている。

続いて「敬老祝事業」について。社会に永年貢献してきた高齢者を祝福し敬老の意を表すため、88歳の誕生日を迎えた方、100

歳の方、市内最高齢の男女に、お祝い状と祝金(88歳の方へ3万円、100歳の方へ10万円、市内最高齢の男女へ20万円)を贈呈している。

また、「すこやか長寿まつり開催事業」では、各種のスポーツ大会のほか、踊りやダンス、合唱の発表会、芸能人によるステージショー等の「ねんりんステージ」、絵画や書、陶芸等の「高齢者作品展」を毎年開催している。

次に「元気高齢者活動支援事業」は、専門的な技術等を習得している高齢者を「元気高齢者」としてボランティア登録し、老人クラブや町内会等に講師として紹介する制度で、歌や踊り、パソコン講座、体操、絵画、陶芸、語学など幅広い分野で登録されている。

「高齢者福祉バス運行事業」では、老人クラブ等の高齢者団体が教養活動や健康増進の活動を行う際に、目的地まで送迎を行う、高齢者福祉バス(3台)を無料で運行している。

最後に「高齢者福祉センター」について。高齢者相互のふれあいと交流を図り、生きがいと健康づくりを支援する拠点施設として、現在、6か所のセンターを設けている。センター内には、集会室や教養講座室、図書室、浴室やトレーニング室等があり、65歳以上の市民が無料で利用できる。囲碁や将棋、踊り、ダンス、カラオケ等の講座も多く開かれ、トレーニング室や水着浴室、温泉浴室も大人気で、健康・体力づくりに一役買っている。

市では、明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、これからも、住み慣れた地域での高齢者の生きがい・仲間づくりを推進していく。

クアラルンプール市(マレーシア)

「マレーシアの高齢化社会 ークアラルンプール市の経験ー」

Khairul Anuar Bin Mhd. Juri

ティティワンサ議会エリアマネージャー

マレーシアでは60歳で定年を迎えるため、60歳以上を高齢者としている。現在、総人口約2,800万人のうち8%の約225万人が高齢者だ。一方、クアラルンプール市の高齢者は人口の8.5%の約147,000人である。

本市の高齢化の第1の課題は身体的な課題で、高齢者の糖尿病、膝の問題などがある。このため高齢者は車いすや杖がなければ歩けないなど、移動の制限の問題も出てくる。

2番目は経済的な課題だ。定年時に公務員は給与の半額に相当する年金を受け取る。自営業者や民間企業の従業員には従業員積立基金がある。しかし基金の不適切な管理によって、低所得や無収入の人々の問題も出てくる。

3番目は社会的な課題だ。特に低所得の高齢者のなかには働いていた期間に家を購入しなかった、あるいは購入できなかった人がいる。そのため、退職時に住居の問題を抱えることになるのだ。また、退職後に何をしたらよいか分からない人もいる。

そこで連邦政府はこれらの問題に対し、2つの取組みを実施している。第1に経済的支援として、高齢者が公共交通機関を半額で利用できるように割引制度を設けている。また、超低所得者向けに、ひと月に約150～300リンギット(70～80米ドル)の手当を支給している。さらに連邦政府は特にクアラルンプールのような都市部で公共住宅を提供している。

第2に施設面では、公共住宅は連邦政府、民間部門、クアラルンプール市役所が責任

を共有し、一戸当たり42,000リンギット(約12,000米ドル)以下の低価格の住宅を建設している。また、高齢者活動センターを設立していて、高齢者同士の社会・宗教活動など、様々な活動の場となっている。

公共住宅は現在、全部で74,704戸あり、そのうち4.35%にあたる3,250戸に高齢者が居住している。市は公共住宅のメンテナンス、清掃、警備を担当している。

資格要件を満たした高齢者には、公共住宅を無償で貸与している。賃貸料は1か月125リンギット(約30～35米ドル)と非常に安価だが、支払うことができない人もいる。

また、高齢者が住宅敷地内の商店街の一角を借りて事業をすることや、小さな商店を経営する許可を与えている。

インフラ面では、障がい者のために警報装置やバリアフリー設備を設置するほか、17階建て公共住宅の1～5階までの低層階に入居できるような優遇制度を設けている。

社会面では、老人クラブを立ち上げ、太極拳、ゲーム、料理教室、清掃などの活動をしている。また、連邦政府は公共住宅に診療所を開設しているが、市がその運営を担当している。一回の診察費が約2リンギットと非常に安価で住民も通いやすくなっている。

マレー語に「若者を愛し、年配者を敬え」、また、「老いは金」ということわざがある。高齢者はまだ社会に活躍の場があり、地域における資産だと言える。市は彼らがこれからも積極的に社会に貢献できるよう、あらゆる必要な手段を講じる。高齢者が安心して、仲よく、最も快適な環境で暮らせるようにすることが私たちの責任である。

II-3 参加都市発表

釜山広域市(大韓民国) 「釜山の高齢者福祉政策」

Kim Eun-Jung
国際協力課担当主務官

韓国では2050年までに総人口の37%が高齢者となる。特に釜山広域市では2020年までに高齢化のスピードが国の平均を上回ると予測されている。市の高齢者福祉サービスの予算は6億5,200万米ドルで、総予算の10%を占める。これは韓国の7大都市のうち最大で、ソウルでは総予算の約5%だ。市は高齢者にやさしい都市の創出のため、4つの主要な政策課題に取り組んでいる。

最初の課題は高齢者福祉のための地域インフラの整備である。市内23か所の高齢者福祉センターでは、多様な文化・余暇活動を提供しており、約15,000人の高齢者が毎日利用している。また、市は、2,120か所の高齢者向けホールの運営費等の財政援助を行っている。

高齢者の生活の質の向上のため、市では老人大学や高齢者向けの教室を運営・支援している。本年9月に開催された第4回釜山シルバー映像祭は、高齢者の芸術的な才能や能力を披露する絶好の機会となった。

釜山には2つの高齢者保護専門機関があり、高齢者への虐待防止や市民意識の向上のための教育プログラムも提供している。

市の高齢者の25%にあたる単身世帯に、介護者が定期的に訪問するほか、最先端の技術を導入した監視センサーを設置し、24時間体制で安全監視と緊急救援サービスを行っている。

さらに経済的に困窮する高齢者に無料の食事を提供するほか、食事の宅配サービスも実施している。認知症などにより徘徊する高齢者を探すために、市ではコントロールセンターを設置している。

第2の課題、高齢者の健康で活動的な生

活の実現については、韓国の高齢者の70%以上に基礎年金の受給資格があり、所得や資産に従い、ひと月20～200米ドルが支払われる。

また、市では高齢者の雇用創出に最優先に取り組み、現在、高齢者の25%が経済活動をしている。2014年を通じて、市は20,000人の雇用を創出するために4,300万米ドル以上の公的資金を投入した。

第3の課題は、疾患のある高齢者向けの介護施設の拡充である。韓国政府は2008年に老人長期療養保険を導入し、認知症などの理由で長期的介護が必要な65歳以上の高齢者が必要な治療や在宅介護を受けている。

さらに、高齢者介護人材を育成するため、市では58の訓練所を運営し、現在、89,000人が資格を取得している。現在、市では計334の高齢者介護施設に財政支援をしている。

第4の課題の高齢親和産業(シルバー産業)の育成について、釜山は韓国7大都市の中でも高齢化率が最大であるが、非常に優れた自然環境と利便性の高い医療施設などに恵まれ、高齢者支援に理想的な都市だ。これらの条件や利点に基づき、市は高齢親和産業を戦略的な産業として指定し、発展させてきた。

市では、高齢親和産業の支援センターや広報・試験センター、高齢者福祉用具センターを設立したほか、高齢者にやさしい製品や、輸出品の販売促進のために、昨年6月釜山国際シルバーエキスポを開催した。人口の高齢化は、一つの産業として地域経済の活性化にも寄与している。

光陽市(大韓民国) 「光陽市の高齢者福祉政策 －健やかで活力あふれる幸せな老後のための光陽市の取り組み－」

Ryu Jaechun
社会福祉部老人福祉チーム職員

韓国は2026年に高齢化率が21%を超える超高齢社会に突入すると見込まれるが、光陽市の65歳以上の高齢者は15,600人で、人口152,000人の10%に当たる。光陽市は産業都市であり、比較的若者が多い都市だ。

2014年光陽市の年間社会福祉予算は1,098億ウォンで総予算の23%を占めている。社会福祉予算は増加傾向にあり、総予算の6%、社会福祉予算の25%に該当する277億ウォンが高齢者福祉にまわされる。その70%にあたる193億ウォンが基礎年金に投じられる。

経済的に困窮する高齢者向けの国の制度である基礎年金制度は、国が7割、自治体が3割を負担し、65歳以上の低所得の高齢者に、月16～20万ウォンが支払われる。この金額は2014年韓国の単身世帯の月平均収入150万ウォンの13%に相当する。

市では、毎年約800人の高齢者の雇用を創出している。高齢者は公共機関等で働くことで一定の所得と健康を維持できるため、高齢者の反応がよく、今後も続けていく方針だ。

市独自の事業として、人口の1%にあたる85歳以上の長寿高齢者に毎月3万ウォンの長寿手当を支給している。また、経済的に困窮する高齢者に無料で昼食を提供する食堂を運営するほか、昼食の宅配も行っている。

高齢化や核家族化が進むとともに、一人暮らしの高齢者が急増し、孤独死が社会問題化した。そのため、5年前に一人暮らし高齢者向けのケアセンターを設立し、現在、在籍する33人の生活管理士が、救

急措置などの安全教育を定期的に受け、担当する高齢者家庭の訪問や、安否の確認を行っている。また、認知症や災害などの情報も提供している。さらに、現在、1,500か所の一人暮らし高齢者世帯にIT技術を活かした緊急呼出装置、火災・ガス漏れ感知センサー、活動量感知センサーなどを設置し、消防署と連携した24時間体制のサービスを提供している。

市の高齢者福祉センターでは、健康・教養・情報・趣味等に関する多様なプログラムを提供し、一日約500名が利用している。大韓民国老人会光陽市支会では、市の高齢者の70%が会員となり、ゲートボール、将棋、老人教室、老人大学等の活動をしているが、市ではその運営費の一部を補助する形で、高齢者の健やかな生活を支援している。

2008年に老人長期療養保険制度が施行された。健康状態や疾病の内容により、利用できるサービスが変わる。光陽市には高齢者長期療養施設や在宅サービスの実施機関がある。これらのサービスは国が約85%を負担して、残りの約15%を個人が負担する。統計では、市の高齢者の6%がこの制度を利用している。

さらに、韓国では長年、土葬文化が続いていたが、市では限られた国土をより有効に活用するため火葬を進めており、15年前に市立霊園を造成し運営している。その結果、火葬は、10年前と比べて41%から71%へ増加した。広い霊園で火葬から遺骨安置まで行われる大規模な奉安堂も設けた。

光陽市はこれからも健やかで活力溢れる幸福な都市を目指し、今後も取り組んでいく。

Ⅱ-4 会議のまとめ

Ⅱ-5 事務局報告

モデレーターより会議のまとめ

Vallop Suwandee
バンコク都筆頭顧問

どの都市も高齢者人口が増加しているため、高齢化社会に対応する術を学ばなければならない。また、健康問題を最小限にして、高齢者が健康的に生活できる期間を延ばさないといけない。さらに高齢者が抱える課題に、多様で統合的なアプローチを取ることが必要だ。

皆様から学んだアプローチの中には、仲間同士の活動があった。高齢者は他の高齢者を助けなければいけない。さらに、高齢者がただ支援を受けるだけでなく、貢献できる存在であるという共通認識に至った。高齢者は何かを提供することにより、社会においてさらに価値があると感じることができる。定年を迎えることで、経験、専門知識、そのほか貴重な貢献が終わるわけではないので、都市はその専門知識や経験をあらゆる手段で最大限に活用できるはずだ。

また、資金援助だけでは課題を解決することができないということを学んだ。予算も大き

な関心事だが、予算をかけない取り組みが必要である。つまり、我々が民間セクターの参加をどれぐらい真剣に求めるかが問題だ。民間部門はすでに行政に協力する準備ができています。

高齢化社会や公共資源へのアクセスの問題には終わりが無い。参加した全ての都市がそれぞれの都市に戻り、熟考し、連絡し合い、新しい取り組みについて情報を提供し続け、それによって学び合う、ということこそ我々すべての任務だ。知識を共有することで、アジア太平洋地域の都市の高齢者施策における優良事例が、この地域だけでなく、国際社会にとって新しいモデルとなるだろう。我々は永遠に学び合わなければいけない。

以上が私の本日の会議のまとめであるが、これを自由に修正し、付け加えてほしい。なぜならそれこそが我々がここに集まった理由、互いに学び合うことであるからだ。

アジア太平洋都市サミット 事務局報告

井口 宏樹
福岡市総務企画局国際部長

アジア太平洋都市サミットは1994年にスタートして以来、都市間の連携や協力的重要性を認識し、会員都市の持続可能な発展のために様々な都市問題をテーマに会議を重ねてきた。

本日の会議においても各都市の抱える様々な課題や優れた取り組みを学ぶことができ、また、明日の視察ではバンコク都の老人ホームや保健所、地域コミュニティを実地に知る貴重な機会をバンコク都からご提供いただいた。大変意義深いものと感じている。

本日の議論が、各都市の今後の施策に

活かされ、会員都市間のさらなる連携、そして共同事業にまで発展するような、新たな行動への出発点になることを切に願っている。

今回は、2015年10月29日～31日にロシア・ウラジオストク市で「都市における青少年への施策」をテーマに市長会議が開催される。事務局は、ウラジオストク市と協力して、実り多い会議にしたいと思っている。

また、アジア太平洋都市サミットでは、ウェブサイトやニューズレターを通じて、情報の発信を積極的に行っている。会員都市の皆様は役立つ事務局として、これからもしっかり頑張っていきたい。

Ⅲ「高齢者施策に関する調査票」回答のキーワード別分類表

この会議の関連企画として、2014年6月に実施

都市の掲載順は国名・都市名のアルファベット順

キーワード	関心がある都市	ベストプラクティスのある都市
余暇、学習活動、社会参加、生きがい	鹿児島市 大分市 オークランド市 済州特別自治道	香港特別行政区： ・長寿学苑(EA)制度 ・高齢者への機会プロジェクト(OEP) ・高齢者カード制度 ・公共交通運賃割引制度 鹿児島市： ・敬老バス交付事業・すこやか入浴事業 ・高齢者福祉センター管理運営・整備・建設事業 大分市： ・高齢者ワンコインバス事業 オークランド市： ・レクリエーション・スポーツ・生涯学習・職場学習の機会の提供 済州特別自治道： ・80歳以上に長寿手当の支給
健康づくり・介護予防	福岡市 大分市	鹿児島市： ・高齢者福祉センター管理運営・整備・建設事業 大分市： ・高齢者ワンコインバス事業 佐賀市： ・元氣アップ(地域版)
病院と高齢者施設等の連携、 ワンストップサービス	大連市	香港特別行政区： ・高齢患者向けの総合退院支援プログラム(IDSP)
在宅ケアなどのサービス	大連市	大連市： ・都市主要エリアに高齢者サービスセンター、各地域のコミュニティに在宅サービスチームを設置 ・民間のサービス事業者と提携し、在宅でケアを受ける高齢者に基本的医療などのサービスを提供 香港特別行政区： ・高齢者向け地域介護サービスパウチャーの試験的事業
バリアフリー、ユニバーサルデザイン、 先進的な設備	大連市 オークランド市	香港特別行政区： ・民間施設のバリアフリー化支援、政府施設・公営住宅等の総合改修プログラム
住宅確保	佐賀市	福岡市： ・高齢者の賃貸住宅確保のためのモデル事業
低所得高齢者支援		大連市： ・支援が必要な高齢者に在宅ケアサービスの補助金支給 香港特別行政区： ・高齢者への生活費手当 済州特別自治道： ・低所得高齢者支援事業
地域住民や ボランティアによる 高齢者支援、孤立死防止	福岡市 大分市	香港特別行政区： ・近隣アクティブ・エイジング事業(NAAP) 福岡市： ・孤立死防止のための24時間対応電話の設置と現地対応チーム派遣の仕組み 大分市： ・高齢者ファミリーサポートセンター事業
認知症の方への施策	宮崎市 大分市 佐賀市	福岡市： ・ICTを使った認知症徘徊高齢者発見の仕組み 佐賀市： ・認知症サポーター養成講座
世代間格差の解決、 世代間の調和や交流	オークランド市	香港特別行政区： ・長寿学苑(EA)制度
高齢者向けサービス事業者の 支援		大連市： ・(特に非営利の)事業者への補助金、公共料金の軽減など ・外資の事業者と国内の同様の事業者と同等の優遇制度を設ける
高齢者ケアに携わる人材育成	大連市	大連市： ・地元大学が社会保障等や高齢者サービスと関連のある専門やカリキュラムを設置
海外先進事例、国際交流	大連市 福岡市	福岡市： ・アジア太平洋地域との交流
その他： 多文化社会における高齢化、 長期計画、福祉政策、社会保障	広州市 福岡市 オークランド市	香港特別行政区： ・安老事務委員会 福岡市： ・2040年までの長期プラン作成 オークランド市： ・オークランドプラン作成 ・高齢者諮問委員会

IV 参加者一覧

■基調講演者

機関	役職
国際連合人間居住計画（ハビタット）バンコク事務所 United Nations Human Settlements Programme (UN-Habitat) Bangkok	所長 Chief

■モデレーター

機関	役職
バンコク都 Bangkok Metropolitan Administration	筆頭顧問 Chairman of Advisers to Governor of Bangkok

■会員都市 13 都市

アルファベット順

都市	代表者役職
バンコク都 Bangkok Metropolitan Administration	社会開発局長 Director-General, Social Development Department
	保健局長 Director-General, Health Department
釜山広域市 Busan Metropolitan City	国際協力課担当主務官 Manager, International Relations Division
大連市 Dalian City	外事弁公室副主任 Vice Director-General, Dalian Foreign Affairs Office
福岡市 Fukuoka City	総務企画局国際部長（アジア太平洋都市サミット事務局） Executive Director, International Affairs Department
	保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課主査 Manager, Community Integrated Care Section, Elderly Affairs Department
広州市 Guangzhou City	外事弁公室処長 Division Director, Guangzhou Foreign Affairs Office
光陽市 Gwangyang City	国際協力チーム長 Leader, International Cooperation Team
イポー市 Ipoh City	事務次官（総務部） Deputy Secretary (Management)
济州特別自治道 Jeju Special Self-Governing Province	平和協力課国際交流担当 Assistant Director, International Relations, Peace and Cooperation Division
鹿児島市 Kagoshima City	健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課主幹 Assistant Chief, Longevity Support Division, Health and Longevity Department, Health and Welfare Bureau
北九州市 Kitakyushu City	総務企画局国際部国際政策課海外プロモーション係長 Manager, International Policy Division, General Affairs and Planning Bureau
クアラルンプール市 Kuala Lumpur City	副局長（社会経済開発） Deputy Director General (Socio-Economy Development)
熊本市 Kumamoto City	上海事務所長 Director, Asian and Oceanian Affairs Bureau, Shanghai Office
浦項市 Pohang City	国際協力課国際協力チーム担当 Supervisor, International Cooperation Team, International Cooperation Division



V 参考資料

■会員都市



会員都市（13 か国 30 都市）

オークランド市（ニュージーランド）、バンコク都（タイ王国）、
ブリスベン市（オーストラリア連邦）、釜山広域市（大韓民国）、
長沙市（中華人民共和国）、大連市（中華人民共和国）、広州市（中華人民共和国）、
光陽市（大韓民国）、ホーチミン市（ベトナム社会主義共和国）、
香港特別行政区（中華人民共和国）、ホノルル市（アメリカ合衆国）、
イポー市（マレーシア）、ジャカルタ特別市（インドネシア共和国）、
济州特別自治道（大韓民国）、クアラルンプール市（マレーシア）、
マニラ市（フィリピン共和国）、浦項市（大韓民国）、上海市（中華人民共和国）、
シンガポール（シンガポール共和国）、ウルムチ市（中華人民共和国）、
ウラジオストク市（ロシア連邦）
鹿児島市、北九州市、熊本市、宮崎市、長崎市、那覇市、大分市、佐賀市、福岡市

（2015年3月現在）

V 参考資料

アジア太平洋都市サミットの実施状況

■市長会議

開催地	開催日	全体会議テーマ	分科会テーマ	参加都市
第 1 回 福岡市	1994. 9.22 ～ 9.25	アジア太平洋時代における都市の 発展と人間居住環境との調和	「都市と交通」 「都市と住宅」 「都市と環境・衛生」	11 か国・地域 21 都市
第 2 回 広州市	1996. 9.27 ～ 10. 1	21 世紀における都市の発展	「将来の都市計画と都市建設」 「現代都市の環境保護」 「都市の近代化と伝統文化」	11 か国・地域 20 都市
第 3 回 福岡市	1998. 7.11 ～ 7.13	都市連携の将来展望	「次世代教育の取り組み」 「保健医療体制の確立」 「都市と上下水道」	11 か国 23 都市
第 4 回 釜山広域市	2000. 5.13 ～ 5.15	新たな千年紀におけるアジア太平洋 都市の経済発展	「都市間交流と貿易の振興」 「観光産業の育成案」	12 か国 23 都市
第 5 回 福岡市	2002. 8.30 ～ 9. 1	21 世紀型の新しい都市づくり ～ガバメントからガバナンスへ～	「市民参加型都市づくり」 「顧客重視・成果重視の行政改革」 「e- ガバナンス～ IT を活用した都市づくり～」 「産学官の連携」	12 か国 24 都市
第 6 回 バンコク都	2004. 11.30 ～ 12. 2	持続可能な都市再開発 ：新しいアプローチ	「新しい都市性：価値、都市統治、住民参加」 「新たな行政経営：官民協力、すべての 人のための機会構築」	10 か国 14 都市
第 7 回 ウルムチ市	2006. 8. 8 ～ 8.10	調和ある都市の発展	「社会福祉」 「都市インフラの建設」 「新産業の開発」	6 か国 14 都市 (＊2 都市)
第 8 回 大連市	2008. 9.28 ～ 9.30	アジア太平洋先進都市 ～環境、資源、文化及び産業に 関する新思考～	「アジア太平洋をリードする都市の地域的 責任と地域協力」 「現代都市資源の利用と管理」 「都市における経済社会の持続可能な発展 と環境保護」 「現代都市文化の継承とイノベーション」 「自然の恵みと都市産業の選択」 「知識所有権の保護」 「都市生態の保護」 「都市の交通」	11 か国 34 都市 (＊19 都市)
第 9 回 ウラジオストク市	2010. 9.30 ～ 10.1	持続可能なアジア太平洋都市の発展 ～世界的経済危機下での新しい都市政策～	「経済成長のための取り組み」 「新しい都市づくり」	6 か国 13 都市
第 10 回 浦項市	2012. 7.26 ～ 7.28	低炭素グリーン成長のための 都市政策と都市間連携	「テーマのある都心開発及び Waterfront 開発を通じた都市再生政策」 「環境配慮型グリーン成長産業を基盤と する都市間の経済協力」 「低炭素グリーン成長のための都市別 優秀政策事例」	10 か国 23 都市 (＊5 都市)
第 11 回 熊本市	2013. 10.31 ～ 11. 2	くらしやすい都市づくり ～安心で、住みやすく、働きやすい まちづくり～	—	13 か国・地域 24 都市 (＊8 都市)

注：参加都市は、オブザーバー参加都市を含む（＊内数）。

■実務者会議

開催地	開催日	テーマ	参加都市
第 1 回 福岡市	1995. 10.26 ～ 10.27	「アジア太平洋地域の都市における交通マネジメント」 (交通運営施策及び需要の抑制)	10 か国・地域 20 都市
第 2 回 福岡市	1997. 11.26 ～ 11.28	「ごみの処理処分」 (持続的発展をめざした環境への取り組み)	9 か国 18 都市
第 3 回 福岡市	1999. 11.30 ～ 12. 2	「安全な水道水の供給」	9 か国 18 都市
第 4 回 釜山広域市	2001. 9. 6 ～ 9. 8	「アジア太平洋都市間の観光交流の拡大方策」	8 か国 18 都市
第 5 回 熊本市	2003. 11. 9 ～ 11.10	「市民協働の街づくり」	9 か国 18 都市
第 6 回 ウルムチ市	2005. 9.10 ～ 9.12	「多元的文化を通じての都市の発展」	3 か国 9 都市
第 7 回 北九州市	2007. 7.30 ～ 8. 1	「住民による美しいまちづくりと都市の魅力」	5 か国 15 都市
第 8 回 福岡市	2009. 9.17 ～ 9.18	「文化芸術活動による都市の魅力づくり」	7 か国 17 都市 (＊1 都市)
第 9 回 鹿児島市	2011. 8.18 ～ 8.20	「みんなでつなぐ 人と地球にやさしいまちづくり」	7 か国 18 都市 (＊3 都市)
第 10 回 バンコク都	2014. 12.17 ～ 12.18	「バランスのとれた暮らしと持続可能な生活」	5 か国 13 都市

注：参加都市は、オブザーバー参加都市を含む（＊内数）。

V 参考資料

アジア太平洋都市サミット規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この組織の名称は、アジア太平洋都市サミット（英文名 Asian-Pacific City Summit 以下「都市サミット」という。）という。

(目的)

第2条 都市サミットは、都市化の進展に伴い発生する都市問題の解決に向け、アジア太平洋地域の諸都市が、都市の連携とネットワークの構築を目指すことにより、アジア太平洋地域の一層の発展と世界の恒久平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 都市サミットは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市長会議の開催
- (2) 実務者会議の開催
- (3) その他都市サミットの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員都市

(会員都市)

第4条 都市サミットの会員都市は、別表のとおりとする。

(代表者)

第5条 会員都市の代表者は、原則として市長又は市長相当職とする。

(加入)

第6条 都市サミットに新たに加入しようとする都市は、文書により、事務局に申請する。

2 事務局は、前項の申請について、その受理後最初に開かれる市長会議に付議する。

3 会員の資格は、市長会議における承認の日から効力を生じる。

(脱退)

第7条 会員都市は、事務局に、脱退を文書で申し出ることにより、脱退することができる。

2 脱退の効力は、事務局が前項の規定による申し出を受理した日から起算して30日を経過した日をもって生じる。

3 会員都市は、都市サミットを脱退した場合においても、この規約に基づき脱退前に負うこととされた義務については、脱退後も誠実にこれを履行しなければならない。

第3章 市長会議

(市長会議)

第8条 市長会議は、原則として、2年に1回開催する。

2 市長会議は、開催都市の代表者が招集する。

(構成)

第9条 市長会議は、会員都市の代表者をもって構成する。

2 市長会議には、会員都市の代表者が出席することを原則とする。ただし、代表者本人が出席できない会員都市は、代表者が他の者に権限を委譲し、出席させることができる。

3 会員都市以外の都市であっても、会員都市の紹介により、オブザーバーとして市長会議を傍聴することができる。

(権限)

第10条 市長会議の権限は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 新規加入の承認
- (3) 市長会議及び実務者会議開催都市の決定
- (4) その他都市サミットの運営についての重要な事項の決定

(議長)

第11条 市長会議の議長は、原則として開催都市の代表者が務める。

(定足数及び議決方法)

第12条 市長会議の定足数は、全会員都市の2分の1とする。

2 市長会議の議決は、原則として、出席会員都市の過半数の賛成により議決する。

(経費)

第13条 市長会議の開催に関わる経費は、開催都市の負担とする。

2 市長会議の出席に関わる経費（渡航費及び滞在費）は、出席都市の負担とする。ただし、開催都市が、その判断により当該経費の一部を負担することを妨げない。

(開催都市の決定)

第14条 市長会議の開催を希望する会員都市は、事務局へ申請する。

2 事務局は、前項の申請について、その受理後最初に開かれる市長会議に付議する。

第4章 実務者会議

(実務者会議)

第15条 実務者会議は、原則として、2年に1回開催する。

2 実務者会議は、開催都市の代表者が招集する。

(構成)

第16条 実務者会議は、会員都市の実務者をもって構成する。

2 会員都市以外の都市であっても、会員の紹介により、オブザーバーとして実務者会議を傍聴することができる。

(権限)

第17条 実務者会議は、市長会議で決定された合意事項の実現を図るため協議を行う。

2 実務者会議の結果は、原則として、実務者会議の開催都市が市長会議に報告する。

(議長)

第18条 実務者会議の議長は、原則として開催都市が選出する者が務める。

(経費)

第19条 実務者会議に関わる経費は、第13条の規定を準用する。

(開催都市の決定)

第20条 実務者会議の開催都市の決定に関しては、第14条の規定を準用する。

第5章 事務局

(事務局)

第21条 都市サミットの事務局は福岡市に置く。

2 事務局の運営に要する経費は、福岡市が負担する。

3 事務局は、次の事業を行う。

- (1) 会員都市間の連絡及び調整
- (2) 市長会議、実務者会議、その他都市サミットの事業に関する連絡、調整及び支援
- (3) 各種会議の記録や都市サミットの運営に関する情報の保管及び提供
- (4) 都市サミットの運営全般に関する調査及び研究
- (5) その他、都市サミットの運営に関する事項

4 その他、事務局の運営に関し必要な事項は、福岡市が別途定める。

附則

この規約は、2002年8月31日から施行する。

附則

この規約は、2008年9月29日から施行する。

附則

この規約は、2010年9月30日から施行する。

附則

この規約は、2012年7月27日から施行する。

別表

オークランド市（ニュージーランド）

バンコク都（タイ王国）

ブリスベン市（オーストラリア連邦）

釜山広域市（大韓民国）

長沙市（中華人民共和国）

大連市（中華人民共和国）

福岡市（日本国）

広州市（中華人民共和国）

光陽市（大韓民国）

ホーチミン市（ベトナム社会主義共和国）

香港特別行政区政府（中華人民共和国）

ホノルル市（アメリカ合衆国）

イポー市（マレーシア）

ジャカルタ特別市（インドネシア共和国）

済州特別自治道（大韓民国）

鹿児島市（日本国）

北九州市（日本国）

クアラルンプール市（マレーシア）

熊本市（日本国）

マニラ市（フィリピン共和国）

宮崎市（日本国）

長崎市（日本国）

那覇市（日本国）

大分市（日本国）

浦項市（大韓民国）

佐賀市（日本国）

上海市（中華人民共和国）

シンガポール（シンガポール共和国）

ウルムチ市（中華人民共和国）

ウラジオストク市（ロシア連邦）